

令和5年度博多マイスター制度の概要

1. 目的

ものづくりに関して優れた技能の保持者であり、市民に対する伝承活動に積極的で意欲のある技能職者を「博多マイスター」に認定し、その技能伝承活動などのマイスター活動を支援することにより、技能を尊重する気運の醸成と技能職者の社会的認知度・地位の向上を図ることを目的としております。

2. 認定基準

次の要件に該当する技能職者の方を認定の対象とします。

- (1) 令和5年4月1日現在で1年以上福岡市に居住又は就労されている方。ただし、市の指導により、最近5年以内に市外に移転した事業所で1年以上就業している方及び市内と市外の事業所を行き来しているが、主として市内の事業所で1年以上就業している方も含む。
- (2) 技能・技術に関して以下のいずれかの表彰を受賞された方
 - ア. 福岡市が実施する技能功労者表彰又は技能優秀者表彰
 - イ. 都道府県が実施する優秀技能者表彰
 - ウ. 厚生労働省が実施する卓越した技能者表彰
 - エ. 褒章
- (3) 後継者育成に意欲を有し、技能伝承の能力に優れている方
- (4) マイスターとして活動するのにふさわしい人格を備えている方
- (5) マイスター活動として技能を公開できる方
- (6) 現役の技能職者で、今後も一定期間、技能・技術の維持発展が可能な方

3. 推薦依頼から認定式までの流れ

- (1) 推薦依頼
- (2) 推薦書及び資料の受理 (令和5年8月21日(月) 17時締切)
- (3) 選考・認定(推薦書及び資料に基づき選考・認定)
- (4) 認定式(令和5年11月24日(金))

4. マイスター活動支援

本市が行うマイスター活動に対する支援内容は以下のとおりです。

- (1) 博多マイスター本人を広く市民に紹介するための広報の実施
- (2) 博多マイスターに対する活動依頼申請の受付及び通知の送付の代行を行い、活動内容について申請者と博多マイスターとの間で連絡調整